

株主の皆様へ

(第99期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第99期 報 告 書

2018年4月1日～2019年3月31日

◎丸三証券株式会社 (証券コード：8613)

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
ここに、第99期（2018年度）報告書をお届けするにあたり、
ひと言ご挨拶申し上げます。

取締役社長 菊地 稔

当期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善から個人消費は緩やかな回復基調が続き、人手不足を背景とした省力化投資を中心に、設備投資も堅調に推移しました。しかし、地震や大雨など自然災害が相次いだことに加え、中国経済の減速や米中貿易摩擦の影響で、景気回復の足取りは緩慢なものとなりました。

株式市場では、円安の進行や米国株式の上昇を追い風に、日経平均株価は一時24,000円台を回復するなど、約27年ぶりの高値をつけました。しかし、世界経済に対する減速懸念から、年末には一時19,000円を割り込む水準まで下落しました。その後期末にかけては持ち直す動きとなったものの、上値の重い展開が続きました。

このような環境下、当社の株式営業は、次世代通信規格「5G」関連や人工知能（AI）関連など先端分野で高い技術力を持つ銘柄、バイオ関連やフィンテック、人材関連など成長が期待できる分野における注目銘柄の選別及び情報提供に注力しました。しかし、個人投資家の売買代金も低迷が続き、株式受入手数料は前期比で減収となりました。

募集営業では、高成長が期待されるフィンテック関連企業に投資するファンド、日本の上場リート（不動産投資信託）に投資するファンド、米ドル建の多様な資産に分散投資するバランス型ファンド等の販売に注力しましたが、募集手数料は前期比で減収となりました。一方で、株式投資信託の期中平均残高が増加したことから、信託報酬は過去最高となりました。

これらの結果、連結経常利益は5億70百万円となりました。また、当期の配当金につきましては、中間配当を普通配当3円、特別配当10円の計13円といたしましたが、期末配当は普通配当2円、特別配当10円の計12円とさせていただきますことをご提案申し上げる次第であります。なお、特別配当につきましては、すでに公表しております通り、2020年3月期末配当まで継続する方針です。（41ページご参照）

証券市場を取り巻く環境は、米中貿易摩擦などにより先行き不透明な状況ですが、デジタルエコノミー時代を迎え「5G」、「AI」等の新たな成長分野は着実に育ちつつありますし、グローバル化の進展で、日本企業の海外事業の収益力は着実に向上しています。

このような中、当社は2017年6月に公表した「お客様本位の業務運営への取組方針」を今後も継続して実践し、お客様の最善の利益を追求してまいります。

また、2018年4月からスタートした「第三次株式投信純増3カ年計画」に全力で取り組み、市況変動に左右されにくい収益基盤を確立してまいります。さらに内部管理態勢・法令遵守態勢を一層強化することにも努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2019年5月

経営理念

1. 自由で民主的な高度福祉社会の建設

我々は、自由で民主的な社会において、人間がその持つ力を最大限に発揮できるものと信ずる。

自由で秩序ある市場機構によってこそ、経済的繁栄があり、社会正義の実現とより高度な福祉社会の建設が可能になると確信する。

2. 社会的責務の遂行

我々は、長期の産業資本および公共資本の調達と、国民金融資産の運用を通じて社会の健全な発展に貢献する。

3. 顧客に対する奉仕の心

我々はいついかなる場合にも顧客に対して奉仕する心を失うことのないよう誓うものである。

4. 自主独立の精神と証券市場の発展

証券業を通じて社会に貢献するためには、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することが基本である。

我々は企業の主体性を確立し自主独立の精神に徹することが証券市場の健全な発展に寄与するものと確信する。

5. 全員参加の経営

我々は、社員の一人一人が経営に積極的に参加していくことにより企業の発展と社会的責任の遂行が可能になるものと確信する。我々は、社員全員が共に考え、共に行動することをモットーとする。

6. 企業の発展と福祉の向上

企業の継続的発展と社員の福祉の源泉は生産性の向上にある。

我々は生産性の向上を通じて働きがいのある職場を自ら創り上げ、全社員の福祉を増大することに努める。

目次

株主の皆様へ	1
--------	---

事業報告

1 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項	3
2 株式に関する事項	12
3 新株予約権等に関する事項	13
4 会社役員に関する事項	15
5 会計監査人の状況	18
6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要	18
7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要	21
8 株式会社の支配に関する基本方針	23

計算書類

連結貸借対照表	25
連結損益計算書	26
連結株主資本等変動計算書	27
連結注記表	28
貸借対照表	34
損益計算書	35
株主資本等変動計算書	36
個別注記表	37

監査報告	32, 33, 40
------	------------

参考情報

特別配当の実施予定について	41
連結キャッシュ・フロー計算書	42
事業報告参考資料	43
株主優待のご案内・株主メモ	裏表紙

1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、地震や大雨などの自然災害の影響で足踏みする場面があったものの、雇用・所得環境の改善から個人消費は緩やかな回復基調が続き、人手不足を背景とした省力化投資や先端技術投資などを牽引役に設備投資も堅調な伸びを示しました。

企業業績は為替の円安基調や米国の景気拡大などを追い風に上半期は好調を維持した一方、下半期は中国や欧州の景気減速などが逆風となり、製造業を中心に収益の悪化懸念が強まりました。

株式市場では、一旦は日経平均株価が約27年ぶりの高値をつけましたが、年末にかけて大きく下落し、その後、反発に転じたものの、戻りは限定的なものにとどまりました。

このような環境の下、当社グループの業績は、投資信託の期中平均残高が増加したことにより信託報酬は増収となりましたが、株式委託手数料および投信募集手数料の減収により、連結経常利益は5億70百万円（前期比83.3%減）となりました。

日経平均株価および売買高・売買代金



[株式部門]

当期の株式市場におきましては、米国の金利上昇を受けた円安・ドル高の進行に加え、米中貿易協議の開催を受けて貿易摩擦への懸念が一旦後退したことで、日経平均株価は5月中旬に23,000円台を回復しました。その後、欧州政治の先行き不透明感が強まり新興国からの資金流出懸念も広がったことなどから、5月下旬から9月上旬にかけては保合い相場が続きました。9月中旬以降は一段の円安進行や米国株の上昇などを追い風に上昇基調へと転じ、日経平均株価は10月2日に24,270円と約27年ぶりの高値をつけました。

しかし、米中貿易摩擦の激化や世界経済の減速などに対する警戒感が強まる中、米金融当局が利上げを継続する姿勢を示したことが嫌気され、年末にかけて株式市場は調整色を強める展開となりました。年明け以降は米金融当局が引き締め路線の見直しを表明したう

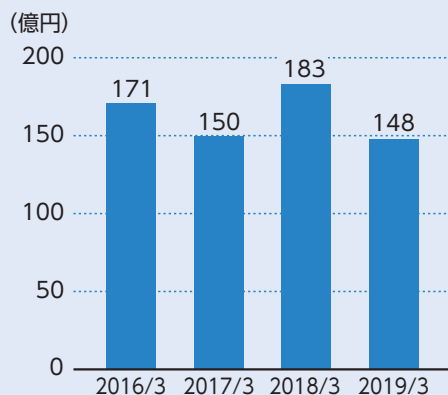
えに、米中の貿易協議の進展を伝える報道も相次いだことで持ち直しの動きを見せましたが、期末を前に慎重姿勢を崩さない投資家も多く、日経平均株価の戻りは限定的なものにとどまりました。

このような中、自動車産業の新たな潮流である「CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）」に関連した業績拡大期待の大きい銘柄、決済プラットフォームを提供するフィンテック（金融とテクノロジーの融合）関連銘柄や優れた人工知能（AI）技術を有する人材関連銘柄、第5世代移動通信システム「5G」関連やバイオ医薬品関連などテーマ性のある成長期待銘柄などの選別および情報提供に注力しました。

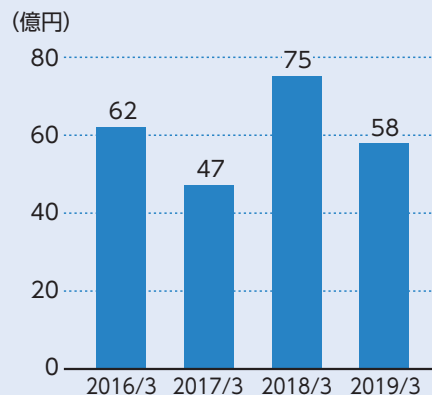
引受業務につきましては、新規上場企業6社、既上場企業の4社の株式引受けを行いました。

以上の結果、株式受入手数料は貿易の不均衡や知的

受入手数料



株式受入手数料



財産権の侵害をめぐる米中の対立が続く中、個人投資家の売買代金が低迷したこともあり、58億78百万円（前期比21.7%減）となりました。

【債券部門】

当期の債券市場におきましては、期初0.045%で始まった長期金利（新発10年物国債利回り）が、大型減税による景気拡大やインフレ懸念を背景とした米長期金利の上昇を受け、10月初旬に0.155%と2016年1月以来の水準をつけました。しかし、年明け以降、世界経済の減速懸念が広がり、米欧中央銀行が利上げに慎重な姿勢に転じたことで利回りは低下基調を強め、当期末はマイナス0.095%となりました。

このような状況の下、当社は個人向け国債の販売に注力しましたが、利回りの魅力の乏しさから販売は伸

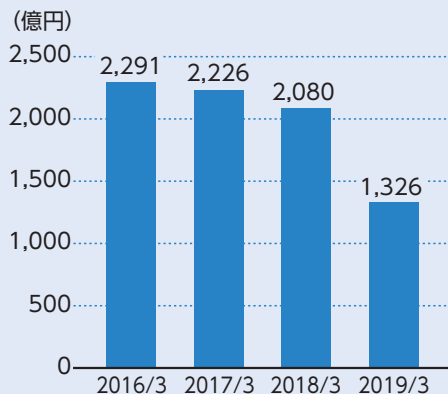
び悩み、国内の募集・売出の取扱高は326億円（前期比11.3%減）、債券受入手数料収入は1億円（同13.4%減）となりました。また、債券トレーディング損益は外国債券の取扱高が減少したこと等を受け、29百万円（同28.7%減）となりました。

【投資信託部門】

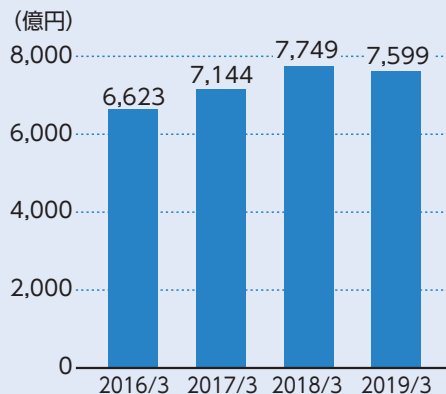
当期はフィンテック関連企業に投資する「グローバル・フィンテック株式ファンド」の販売に注力し、残高の増加に努めました。

また期の後半には、日本の上場リート（不動産投資信託）に投資する「ニッセイJリートオープン」の販売に注力しました。さらに昨年12月からはバランス型の「NWQフレキシブル・インカムファンド」の販売を開始しました。

株式投資信託取扱高



株式投資信託残高



外債投信では、米国の金利上昇局面においても安定的な運用成績が期待できる「PIMCOインカム戦略ファンド」に注力しました。

また、「投信NAVI（投信分析・販売支援ツール）」やタブレット端末を積極的に活用し、お客様の保有ファンドのフォローやポートフォリオ分析などによるサービスの向上、分かり易い説明による販売促進に努めました。

しかしながら、国内外で不透明感が強まる中、新規資金での販売が伸び悩んだこともあり、株式投資信託の取扱高は1,326億円（前期比36.3%減）となり、募集手数料は33億45百万円（同36.2%減）となりました。また、基準価額の下落などもあり、3月末の株式投資信託残高は7,599億円（前期末比1.9%減）と減少しました。その一方で、期前半の残高が高水準であったこと

から信託報酬は54億44百万円（前期比2.6%増）と過去最高となりました。

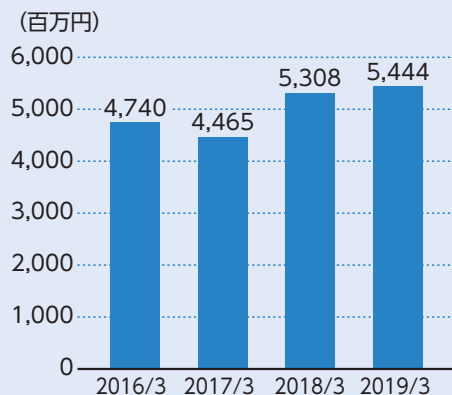
なお、2018年4月よりスタートした「第三次株式投信純増3ヵ年計画」は、1年が経過しましたが、純増は163億円（達成率19.5%）にとどまりました。

【オンライントレード部門】

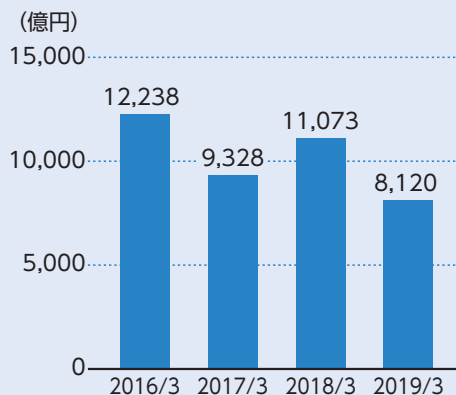
当期のオンライントレード部門は、定期的なメール配信やインターネットによるセミナーを夜間にも開催したほか、対面セミナーでは会社説明会を多く開催するなど充実した情報配信を行いました。

また、信用取引残高などに応じた信用取引手数料の優遇策を開始したほか、「疾風くん」の無料でのサービスを拡大するなどマルサントレードの利用促進を図り、加えて新規に口座開設されたお客様への株式手数料優

信託報酬



オンライントレード
株式委託売買代金



遇措置やお友達紹介制度を継続実施することで顧客層の拡大に努めました。

しかしながら、個人投資家の売買代金の減少もあり、株式委託売買代金は8,120億円（前期比26.7%減）となりました。

[損益状況]

以上ご報告したような事業活動の結果、当期の当社グループの連結業績は、営業収益156億48百万円（前期比17.6%減）、経常利益5億70百万円（同83.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益5億26百万円（同77.8%減）となりました。

また、当社単体の業績は、営業収益156億48百万円（前期比17.6%減）、経常利益5億26百万円（同84.4%減）、当期純利益4億96百万円（同78.7%減）となりま

した。

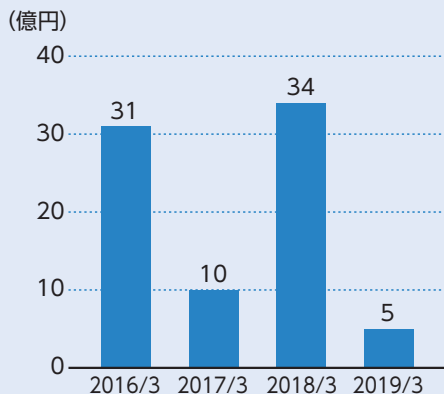
(2) 設備投資の状況

当期は、日光支店の新店舗移転、会津支店のリニューアルなど営業店舗の整備に努めた他、サーバー等の機器更改、災害に備えたバックアップ用データセンターへのネットワーク構築等を実施し、3億69百万円の投資を行いました。

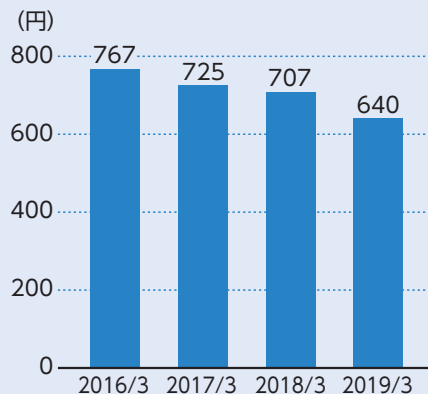
(3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はございません。

経常利益



1株当たり純資産額



(4) 財産および損益の状況

① 企業集団（当社グループ）の財産および損益の状況

区 分	第96期 (2015.4.1～2016.3.31)	第97期 (2016.4.1～2017.3.31)	第98期 (2017.4.1～2018.3.31)	第99期 (2018.4.1～2019.3.31) (当連結会計年度)
営 業 収 益	百万円 18,177	百万円 15,697	百万円 18,985	百万円 15,648
(うち受入手数料)	(17,138)	(15,035)	(18,335)	(14,879)
経 常 利 益	3,116	1,012	3,411	570
親会社株主に帰属する当期純利益	2,746	797	2,365	526
1株当たり当期純利益	41円44銭	12円01銭	35円61銭	7円91銭
総 資 産	百万円 83,767	百万円 88,975	百万円 91,566	百万円 81,310
純 資 産	51,061	48,313	47,150	42,747
1株当たり純資産	767円60銭	725円49銭	707円04銭	640円06銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を、第99期の期首から適用しており、第98期以前に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社（単体）の財産および損益の状況

区 分	第96期 (2015.4.1～2016.3.31)	第97期 (2016.4.1～2017.3.31)	第98期 (2017.4.1～2018.3.31)	第99期 (2018.4.1～2019.3.31) (当事業年度)
営 業 収 益	百万円 18,174	百万円 15,697	百万円 18,985	百万円 15,648
(うち受入手数料)	(17,138)	(15,035)	(18,335)	(14,879)
経 常 利 益	3,062	975	3,371	526
当 期 純 利 益	2,682	761	2,330	496
1株当たり当期純利益	40円47銭	11円47銭	35円08銭	7円46銭
総 資 産	百万円 83,299	百万円 88,213	百万円 91,026	百万円 80,975
純 資 産	49,537	46,901	45,833	41,549
1株当たり純資産	744円64銭	704円22銭	687円24銭	622円03銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。
 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を、第99期の期首から適用しており、第98期以前に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが金融サービス業としてお客様からご支持を受け続けるためには、お客様の立場に立って、お客様の資産形成に資するご提案と、投資を頂いた後も常にお客様に寄り添い、丁寧なフォローを行っていくことが、何よりも重要であると考えております。そのためには、2017年6月に策定・公表した「お客様本位の業務運営への取組方針」の実践こそが、「お客様の最善の利益の追求」となり、当社の利益へとつながるものと考えております。

金融サービス業にとって、人材開発投資は最重要課題であります。当社が取組む多くの研修・教育プログラムの中で、「お客様本位の業務運営」研修をその中核に位置づけ、当社が提供するサービスの質の向上を図ってまいります。

株式営業につきましては、当社調査部門が作成するアナリストレポートの活用など「レポート営業」を実践することで、時宜を得た市場情報の提供と、質の高い情報の提供に全力で取り組んでまいります。

募集営業につきましては、良質な投資信託を、新規のご資金により長期投資していただくことで、お客様の運用資産拡大を目指します。

さらに、2018年4月から新たにスタートした「第三次株式投信純増3ヵ年計画」に全力で取り組み、比較的安定収益である信託報酬を増やすことで、市況変動に左右されにくい収益基盤の確立を図ってまいります。

また、引き続き内部管理態勢および法令遵守態勢の強化に努め、お客様へより一層質の高いサービスを提供して、当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社2社より構成されており、主たる事業は、有価証券を中核商品とする金融サービス業であります。

金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買および売買等の委託の媒介、有価証券の引受および売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社子会社の丸三ファイナンス株式会社はベンチャーキャピタル業務および営業店舗用不動産賃貸業を、丸三エンジニアリング株式会社はコンサルティング業を営んでおります。

(7) 主要な営業所の状況 (2019年3月31日現在)

当 社

① 本 店 東京都千代田区麴町三丁目3番6

② 支 店 26店

区 分	支 店 数	支 店 名
東北・北陸	3店	会津、新潟、上越
関東	6	日光、太田、伊勢崎、館林、沼田、秩父
都内・首都圏	7	新宿、池袋、三ノ輪、二子玉川、千葉、野田、横浜
中部	2	名古屋、一宮
近畿	3	京都、大阪、川西
中国	3	岡山、広島、呉
九州	2	北九州、福岡

③ 営業所 2店

区 分	営業所数	営 業 所 名
都内・首都圏	2店	大泉学園、日吉

④ 通信取引 通信販売部コールセンター

(注) 子会社の会社名および所在地は、(9)「重要な子会社の状況」に記載しております。

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団(当社グループ)の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,113名	1名増	34歳3ヵ月	10年10ヵ月

(注) 1.従業員数には、執行役員9名、歩合外務員29名、投信債券歩合外務員71名は含めておりません。
 2.平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

② 当社(単体)の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,113名	2名増	34歳3ヵ月	10年10ヵ月

(注) 1.従業員数には、執行役員9名、歩合外務員29名、投信債券歩合外務員71名は含めておりません。
 2.平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

(9) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率
丸三ファイナンス株式会社	東京都千代田区	74 百万円	100.0 %
丸三エンジニアリング株式会社	東京都千代田区	50	9.5

- (注) 1.上記子会社2社のすべてが連結されております。
 2.当社の上記子会社2社に対する議決権所有割合は、すべて100.0%であります。
 3.上記子会社の主要な事業内容は、1. (6)「主要な事業内容」に記載しております。

(10) 主要な借入先および借入金額の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金額
株式会社みずほ銀行	短期借入金	950 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	900
日本生命保険相互会社	短期借入金	500
株式会社三井住友銀行	短期借入金	300
日本証券金融株式会社	短期借入金	100 百万円
	信用取引借入金	1,114

2. 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 67,398,262株
(うち自己株式数893,656株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 49,479名（前期末比6,429名増）
(うち単元株主数48,177名)

(5) 主な株主の状況（上位10名）（2019年3月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
1 日本生命保険相互会社	5,230,585 株	7.86 %
2 公益財団法人長尾自然環境財団	4,746,262	7.14
3 三菱UFJ信託銀行株式会社	1,683,000	2.53
4 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,414,100	2.13
5 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,166,900	1.75
6 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,079,800	1.62
7 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,012,700	1.52
8 株式会社みずほ銀行	940,000	1.41
9 長尾 愛一郎	902,471	1.36
10 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	778,300	1.17

- (注) 1.当社は自己株式として893,656株を保有しておりますが、上記「主な株主の状況」に記載する大株主から除外しております。
2.持株比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年3月31日現在）

名 称	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
新株予約権の発行日	2014年7月31日	2015年7月31日	2017年8月3日	2018年8月2日
保有人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社取締役 2名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)	585個	100個	400個	400個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式			
新株予約権の目的である株式の数	58,500株	10,000株	40,000株	40,000株
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない			
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり840円	1株当たり1,387円	1株当たり971円	1株当たり1,045円
新株予約権の権利行使期間	2016年7月16日 ～2024年7月15日	2017年7月16日 ～2025年7月15日	2019年7月19日 ～2027年7月18日	2020年7月18日 ～2028年7月17日
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。			
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。			

(注) 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はございません。

(2) 当期中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 17 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	2018年8月2日
交付時の人数	当社従業員 152名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)	2,670個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	267,000株
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり1,045円
新株予約権の権利行使期間	2020年7月18日から2028年7月17日まで
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏名	地位	担当
小祝寿彦	取締役会長（代表取締役）	
菊地稔	取締役社長（代表取締役）	
長谷川明	取締役	
今里栄作	取締役	
角田明義	取締役	
建壁徳明	取締役	内部管理統括責任者、監理本部長
植原恵子	取締役	
藤井滋	常勤監査役	
智田農	常勤監査役	
太田泰司	常勤監査役	
小久保恒哉	監査役	

- (注) 1. 取締役 長谷川明氏、取締役 今里栄作氏、取締役 角田明義氏および取締役 植原恵子氏は社外取締役であり、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 常勤監査役 藤井滋氏および常勤監査役 太田泰司氏は社外監査役であり、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役 太田泰司氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	地位	担当	退任日	理由
長尾榮次郎	取締役会長		2018年6月20日	任期満了による退任
相馬和男	取締役	内部管理統括責任者、監理本部長	2018年6月20日	任期満了による退任
慶野淳	常勤監査役		2018年6月20日	任期満了による退任

(3) 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動日
菊地稔	取締役副社長（代表取締役）	取締役副社長（代表取締役） 営業本部長	2018年5月15日
小祝寿彦	取締役会長（代表取締役）	取締役社長（代表取締役）	2018年6月20日
菊地稔	取締役社長（代表取締役）	取締役副社長（代表取締役）	2018年6月20日

(4) 取締役および監査役の兼職状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取締役	角 田 明 義	学校法人東京成徳学園 東京成徳大学経営学部	非常勤講師
取締役	建 壁 徳 明	丸三エンジニアリング株式会社	取締役
取締役	植 原 恵 子	株式会社大和証券ビジネスセンター	専務取締役
監査役	藤 井 滋	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役
監査役	智 田 農	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役
監査役	太 田 泰 司	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役

(5) 執行役員の氏名等（2019年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当
山 崎 昇	常務執行役員	財務部長・証券管理部長
服 部 誠	常務執行役員	エクイティ本部長、エクイティ部長・エクイティ業務部長・投資情報部長
原 田 哲 也	執行役員	調査部長
山 崎 弘 義	執行役員	名古屋支店長、営業二部長
齋 藤 哲 也	執行役員	労務・人事部・人材開発部・通信販売部担当、人材採用部長・MST推進部長・システム企画部長
武 藤 彰	執行役員	総務部長・企画部長
片 野 健 児	執行役員	大阪支店長、営業二部長
工 藤 信 行	執行役員	引受本部長、引受部長
建 壁 徳 明	執行役員	内部管理統括責任者、監理本部長
神 山 正 文	執行役員	法人本部長、債券部長

(注) 原田哲也氏および神山正文氏は、2019年4月1日付にて常務執行役員に就任しております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。尚、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(7) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	9 名	131 百万円
監 査 役	5	32
合 計	14	164

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役2名に支払った使用人分給与25百万円は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の中には、社外取締役4名、監査役の報酬等の中には、社外監査役3名の報酬が含まれております。
 3. 取締役の報酬等の中には、ストックオプションによる報酬として費用処理した額9百万円が含まれております。
 4. 取締役の報酬等の額には、2018年6月20日付で退任した、取締役 長尾榮次郎氏、及び取締役 相馬和男氏の報酬（両氏とも2018年4月1日～2018年6月20日に係る金額）が含まれております。監査役の報酬等の額には、2018年6月20日付で退任した、監査役 慶野淳氏の報酬（2018年4月1日～2018年6月20日に係る金額）が含まれております。

(8) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	長谷川 明	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	今 里 栄 作	当期開催の取締役会16回の全てに出席して議長を務めるとともに、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）に係る特別委員会の委員、および取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員長に就任し活動しております。
取締役	角 田 明 義	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に証券業における豊富な経験・実績・見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	植 原 恵 子	当期開催の取締役会のうち取締役就任後の12回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	藤 井 滋	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、また、監査役会15回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っています。また、当社子会社の監査役を兼任しております。
監査役	太 田 泰 司	当期開催の取締役会のうち監査役就任後の12回の全てに出席し、また、同じく監査役就任後の監査役会11回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っています。また、当社子会社の監査役を兼任しております。

② 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
社外役員の報酬等の総額	7 名	64 百万円

- (注) 社外役員の報酬等の総額には、2018年6月20日付で退任した監査役 慶野淳氏の報酬（2018年4月1日～2018年6月20日に係る額）が含まれております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.当社監査役会は、会計監査人のこれまでの監査項目別監査時間および監査報酬の推移を確認し、当期の報酬見積書と当社関係部署の意見を踏まえ、会計監査人より聴取した監査計画との整合性について検証した結果、報酬額は適切に算定されたものと判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、会計監査人を解任いたします。
- ② その他監査役会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、監査役会の決定に基づき会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとします。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制(会社法362条4項6号、同施行規則100条1項4号、5号二)

- ① 当社及び子会社の役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合

し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、全役職員に周知徹底する。

- ② 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。

- ③ 監理本部内部監査部は、当社及び子会社の内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、社外取締役及び監査役へ報告する。
- ④ 社外取締役、監査役、内部監査担当役員の連携を目的とした「業務連絡会」を、原則として毎月1回実施する。
- ⑤ 当社の社外取締役、監査役等に直接報告できる通報制度を設けるとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内での不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。
- ⑥ 市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアンス原則」において宣言している。
- ⑦ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社及び子会社の全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則100条1項1号）

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、社内規程に基づき適切に管理保存する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制（会社法施行規則100条1項2号、5号ロ）

- ① 株式市場の変動をはじめとする市場リスクにつ

いては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、当社の代表取締役にその管理状況を報告する。

- ② 情報漏えいリスクについては、「セキュリティポリシー」及び「プライバシーポリシー」を宣言し、監理本部は「個人情報保護に関する基本規程」等を作成して、社内各部署に配置された情報セキュリティ管理者を統括し、情報漏えいの未然防止に努める。
- ③ システム障害、サイバーセキュリティ事案については、「セキュリティポリシー」を宣言し、システム企画部において「コンピュータシステム基本規程」、監理本部において「サイバーセキュリティ基本規程」を作成し、障害等の未然防止、発生時の影響の極小化、迅速な復旧に努める。
- ④ 株式等の誤発注に係るリスクについては、「金融商品等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。
- ⑤ 当社及び子会社の各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。
- ⑥ 監理本部は、当社及び子会社の各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条1項3号、5号ハ）

- ① 当社は執行役員制度を採用し、取締役会の簡素化と業務執行の責任の明確化を図る。
- ② 当社及び子会社の取締役は、業務執行状況の報

告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。

- ③ 当社及び子会社の取締役へのストックオプションの実施により、業績向上、企業価値向上に対する意識の強化を図る。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則100条1項5号）

当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則100条1項5号イ）

当社の子会社の取締役は、営業成績や事業報告書などの重要な情報を、「関係会社管理規則」に基づき、当社へ報告する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則100条3項1号）

監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

(8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則100条3項2号、3号）

- ① 監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使

用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- ② 当該使用人は、監査役の命を受け当社及び子会社の業務の調査等を行う。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

a) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則100条3項4号イ）

- ① 当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。
- ② 内部監査の結果については、当社の監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
- ③ 取締役会、執行役員会、経営会議、部長会議、内部監査報告会をはじめ重要な会議に、当社の監査役が出席できる体制を確保する。

b) 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則100条3項4号ロ）

当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則100条3項5号）

当社は、前項 a) ①、b) の報告をした者に対して不

利益な取扱いを行わない。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則100条3項6号）

当社は、監査役の職務の執行について必要な費用等を支払う。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100

条3項7号）

- ① 代表取締役は、全役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
- ② 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
- ③ 内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- 役職員に対してコンプライアンスに関する社内研修を実施しました。
- 内部監査部は対象全部署の内部監査を実施し、その結果は代表取締役、社外取締役、監査役へ報告しました。
- 社外取締役、監査役、内部監査担当役員の連携を目的に業務連絡会を実施しました。（計10回）
- 役職員からの通報制度である「提言コーナー」を設けており、当期届いた通報は適切に対応しました。
- 「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、対象全部署が自己点検を実施しました。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 重要な会議の議事録、稟議書、重要な契約書等は、社内規程に基づき適切に管理保存しております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 市場リスクの管理状況は、財務部が毎月代表取締役に報告しました。
- 情報漏えいリスクについては、社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、個人情報保護に関する社内研修を実施するなど未然防止に努めました。
- システム障害等のリスクについては、ネットワークの通信量やシステムの稼働率を定期的に観測するなど未然防止に努めました。また、サイバー攻撃を想定した演習を行うなどサイバーセキュリティの確保に努めました。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 執行役員制度の採用により取締役会の簡素化と業務執行責任の明確化を図り、業務の執行状況を報告する執行役員会と重要な案件を審議する経営会議を毎月開催して、情報の共有化・議論の深化・意思決定の迅速化に努めました。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社2社の業務の執行状況は、子会社担当部門が適切に管理しております。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 子会社2社は、毎月、当社の子会社担当部門に毎月の営業成績等を報告し、四半期毎に当社執行役員会で決算報告を行いました。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 当期は監査役から補助すべき使用人の設置の求めは受けておらず、当該使用人を設置していません。

(8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 当期は該当者はありませんが、前号の使用人についての人事異動等は監査役会の事前の同意を得る

ものとしております。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- 内部監査部の行った内部監査の結果はすべて監査役へ報告しました。
- 監査役は、取締役会、執行役員会、経営会議、部長会議、内部監査報告会など、重要な会議に出席しました。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当期は該当者はありませんが、当社は、監査役に報告した者に対して不利益な取扱いを行いません。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 当社は監査役の職務執行に必要な費用を支払いました。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 代表取締役は監査役と定期的に会合して意見交換を行いました。(計3回)

8. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様のご利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の

皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様にご代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は2017年6月22日開催の定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針といいます。）を更新しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の2017年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について」にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情につ

いての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず社外有識者により構成されている特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社

の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載の通り、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としたものであり、2017年6月22日に開催された当社定時株主総会で承認されて更新したものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

連結貸借対照表

2019年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (2019年3月31日)	前連結 会計年度 (2018年3月31日)	前連結 会計年度比 増 減(△)
●資産の部			
流動資産	67,379	75,779	△ 8,399
現金・預金	21,177	23,163	△ 1,986
預託金	25,164	24,594	570
顧客分別金信託	25,132	24,562	570
その他の預託金	31	31	—
トレーディング商品	757	589	167
商品有価証券等	757	589	167
デリバティブ取引	0	0	△ 0
約定見返勘定	4	—	4
信用取引資産	15,082	23,105	△ 8,022
信用取引貸付金	14,501	22,810	△ 8,308
信用取引借証券担保金	580	294	285
募集等払込金	3,706	2,882	823
未収収益	1,307	1,306	0
その他の有価証券	49	49	—
その他流動資産	131	87	43
固定資産	13,930	15,787	△ 1,856
有形固定資産	2,602	2,584	17
建物	930	834	95
器具備品	261	200	60
土地	1,410	1,477	△ 67
建設仮勘定	—	71	△ 71
無形固定資産	147	155	△ 7
ソフトウェア	132	139	△ 7
電話加入権	15	15	△ 0
投資その他の資産	11,180	13,047	△ 1,866
投資有価証券	9,800	11,672	△ 1,872
長期差入保証金	735	745	△ 10
長期前払費用	74	21	53
退職給付に係る資産	397	428	△ 31
その他	180	179	0
貸倒引当金	△ 7	—	△ 7
資産合計	81,310	91,566	△ 10,256

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当連結 会計年度 (2019年3月31日)	前連結 会計年度 (2018年3月31日)	前連結 会計年度比 増 減(△)
●負債の部			
流動負債	34,947	40,480	△ 5,532
約定見返勘定	—	6	△ 6
信用取引負債	2,922	2,683	238
信用取引借入金	1,114	1,569	△ 455
信用取引貸証券受入金	1,808	1,114	693
預り金	18,022	21,965	△ 3,942
受入保証金	9,572	9,582	△ 9
短期借入金	2,750	3,200	△ 450
未払法人税等	88	1,074	△ 985
賞与引当金	784	1,083	△ 299
役員賞与引当金	—	20	△ 20
その他流動負債	806	865	△ 58
固定負債	3,448	3,769	△ 321
繰延税金負債	2,386	2,615	△ 228
退職給付に係る負債	887	862	24
長期未払金	29	137	△ 108
その他固定負債	144	153	△ 9
引当金	166	166	—
金融商品取引責任準備金	166	166	—
負債合計	38,562	44,416	△ 5,853
●純資産の部			
株主資本	37,424	40,740	△ 3,316
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	331	325	6
利益剰余金	27,569	30,899	△ 3,330
自己株式	△ 476	△ 484	7
その他の包括利益累計額	5,142	6,270	△ 1,127
その他有価証券評価差額金	5,259	6,229	△ 969
退職給付に係る調整累計額	△ 117	40	△ 158
新株予約権	181	139	41
純資産合計	42,747	47,150	△ 4,402
負債・純資産合計	81,310	91,566	△ 10,256

単位：百万円

科 目	当連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	前連結会計年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	前連結会計 年度比 (%)
営業収益	15,648	18,985	82.4
受入手数料	14,879	18,335	81.2
トレーディング損益	256	132	193.2
金融収益	512	518	99.0
金融費用	99	132	74.9
純営業収益	15,548	18,853	82.5
販売費・一般管理費	15,480	15,813	97.9
取引関係費	1,472	1,530	96.2
人件費	9,279	9,502	97.7
不動産関係費	1,431	1,440	99.4
事務費	2,054	2,073	99.1
減価償却費	282	270	104.4
租税公課	198	240	82.7
その他	763	756	100.8
営業利益	68	3,039	2.2
営業外収益	515	418	123.0
営業外費用	12	46	27.3
経常利益	570	3,411	16.7
特別利益	352	116	302.0
投資有価証券売却益	337	97	346.2
自己新株予約権消却益	14	17	86.4
金融商品取引責任準備金戻入	—	1	—
特別損失	122	8	1,404.6
減損損失	88	1	4,892.2
固定資産売却損	16	6	260.1
投資有価証券売却損	16	0	3,983.4
有価証券評価減	1	—	—
税金等調整前当期純利益	800	3,519	22.7
法人税、住民税及び事業税	81	1,238	6.6
法人税等調整額	192	△ 84	—
当期純利益	526	2,365	22.2
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	526	2,365	22.2

連結株主資本等変動計算書

■当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	10,000	325	30,899	△ 484	40,740	6,229	40	6,270	139	47,150
当期変動額										
剰余金の配当			△ 3,856		△ 3,856					△ 3,856
親会社株主に帰属する当期純利益			526		526					526
自己株式の取得				△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分		6		8	14					14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 969	△ 158	△ 1,127	41	△ 1,085
当期変動額合計	—	6	△ 3,330	7	△ 3,316	△ 969	△ 158	△ 1,127	41	△ 4,402
当期末残高	10,000	331	27,569	△ 476	37,424	5,259	△ 117	5,142	181	42,747

■前連結会計年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	10,000	299	32,984	△ 516	42,768	5,247	177	5,424	120	48,313
当期変動額										
剰余金の配当			△ 4,450		△ 4,450					△ 4,450
親会社株主に帰属する当期純利益			2,365		2,365					2,365
自己株式の取得				△ 1	△ 1					△ 1
自己株式の処分		25		33	58					58
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						981	△ 136	845	18	863
当期変動額合計	—	25	△ 2,085	31	△ 2,027	981	△ 136	845	18	△ 1,163
当期末残高	10,000	325	30,899	△ 484	40,740	6,229	40	6,270	139	47,150

連結注記表

連結計算書類は「会社計算規則」の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 丸三ファイナンス株式会社

丸三エンジニアリング株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法
 トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。
 トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

- ② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ④ 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

- ⑤ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産… 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建

物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごと一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物10～39年、器具備品3～15年であります。

- ② 無形固定資産及び長期前払費用… 定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

- ① 貸倒引当金… 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

- ③ 金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- ② 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

- ③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の未処理額については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

「〔税効果会計に係る会計基準〕の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

〔連結貸借対照表等に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	521百万円
投資有価証券	2,618百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,750百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,123百万円
-------------------	----------

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,398,262	—	—	67,398,262

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,992	45	2018年3月31日	2018年6月21日
2018年9月18日 取締役会	普通株式	864	13	2018年9月30日	2018年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	798	12	2019年3月31日	2019年6月21日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	538,500株
------	----------

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用ニーズに対応するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金である信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受け入れた預り金や受入保証金等があります。

預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されており、信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引では、外貨取引における為替予約を行っており、取引先の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、日本銀行や大手銀行等信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は全額を預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としております。顧客分別金信託についても同様に、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については社内規定に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受け入れるこ

とし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通する要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。

当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。

市場リスク枠は、市場の変動や財務の健全性を勘案して半期ごとに設定し、必要に応じて見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金・預金	21,177	21,177	—
(2)顧客分別金信託	25,132	25,132	—
(3)信用取引貸付金	14,501	14,501	—
(4)募集等払込金	3,706	3,706	—
(5)未収収益	1,307	1,307	—
(6)投資有価証券 満期保有目的債券以外の投資有価証券	9,456	9,456	—
資産計	75,282	75,282	—
(1)信用取引借入金	1,114	1,114	—
(2)信用取引貸証券受入金	1,808	1,808	—
(3)預り金	18,022	18,022	—
(4)受入保証金	9,572	9,572	—
(5)短期借入金	2,750	2,750	—
負債計	33,268	33,268	—
デリバティブ取引（※） ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び (2) 顧客分別金信託

満期のない預金及び顧客分別金信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 信用取引貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 募集等払込金

募集等払込金の時価については、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格又は日本証券業協会により公表されている統計値によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。満期保有目的債券以外の投資有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①満期保有目的債券以外の投資有価証券

満期保有目的債券以外の投資有価証券の当連結会計年度中の売却額は866百万円であり、売却益の合計額は337百万円、売却損の合計額は16百万円であります。また、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,521	9,189	7,668
	小 計	1,521	9,189	7,668
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	437	266	△ 170
	小 計	437	266	△ 170
合 計		1,958	9,456	7,498

②上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

負債

- (1) 信用取引借入金、(2) 信用取引貸証券受入金、(3) 預り金、(4) 受入保証金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は次のとおりであります。

(a) 通貨関連

(単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引の種類	契約額等		時 価 (※)	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	メキシコペソ	8	—	△ 0	△ 0
	アメリカドル	8	—	△ 0	△ 0
	イギリスポンド	2	—	0	0
	オーストラリアドル	0	—	△ 0	△ 0
	買建				
	メキシコペソ	8	—	0	0
	アメリカドル	8	—	0	0
	イギリスポンド	2	—	△ 0	△ 0
	オーストラリアドル	0	—	0	0
合 計		38	—	0	0

(※) みなし決済損益を時価として記載しております。

(b) その他の取引の対象物

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (※1)、(※2)	338
②投資事業組合 (※3)	54
合 計	392

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(※3) 投資事業組合は、組み入れ財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金・預金	21,177
顧客分別金信託	25,132
信用取引貸付金	14,501
募集等払込金	3,706
未収収益	1,307

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内
短期借入金	2,750

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	640円06銭
1株当たり当期純利益	7円91銭

【その他の注記】

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金 額 (百万円)
神奈川県足柄下郡	遊休資産	土 地	64
		建 物	20
		その他	0
		小 計	85
長野県上水内郡	遊休資産	土 地	2
静岡県伊豆市	遊休資産	土 地	0
合 計			88

当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額88百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

正味売却価額は土地は路線価等による時価を適用し、建物・その他は他に転用できないため0円で評価しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

丸三証券株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 順二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡邊 康一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸三証券株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な法裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月13日

丸三証券株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 滋 ㊟
 常勤監査役 智 田 農 ㊟
 常勤監査役 太 田 泰 司 ㊟
 監 査 役 小久保 恒 哉 ㊟

(注) 常勤監査役藤井滋及び常勤監査役太田泰司は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

2019年3月31日現在

■資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2019年3月31日)	前事業年度 (2018年3月31日)	前事業年度比 増減(△)
●資産の部			
流動資産	67,323	75,723	△ 8,400
現金・預金	21,170	23,158	△ 1,987
預託金	25,164	24,594	570
顧客分別金信託	25,132	24,562	570
その他の預託金	31	31	—
トレーディング商品	757	589	167
商品有価証券等	757	589	167
デリバティブ取引	0	0	△ 0
約定見返勘定	4	—	4
信用取引資産	15,082	23,105	△ 8,022
信用取引貸付金	14,501	22,810	△ 8,308
信用取引借証券担保金	580	294	285
募集等払込金	3,706	2,882	823
未収収益	1,307	1,306	0
その他流動資産	131	87	43
固定資産	13,651	15,302	△ 1,650
有形固定資産	1,508	1,484	24
建物	682	580	102
器具備品	261	200	60
土地	564	631	△ 67
建設仮勘定	—	71	△ 71
無形固定資産	147	155	△ 7
ソフトウェア	132	139	△ 7
電話加入権	15	15	△ 0
投資その他の資産	11,995	13,663	△ 1,668
投資有価証券	9,738	11,626	△ 1,887
関係会社株式	636	636	—
長期差入保証金	839	850	△ 10
長期前払費用	74	21	53
前払年金費用	533	349	183
その他	180	179	0
貸倒引当金	△ 7	—	△ 7
資産合計	80,975	91,026	△ 10,050

■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2019年3月31日)	前事業年度 (2018年3月31日)	前事業年度比 増減(△)
●負債の部			
流動負債	36,074	41,572	△ 5,497
約定見返勘定	—	6	△ 6
信用取引負債	2,922	2,683	238
信用取引借入金	1,114	1,569	△ 455
信用取引貸証券受入金	1,808	1,114	693
預り金	18,022	21,964	△ 3,942
受入保証金	9,572	9,582	△ 9
短期借入金	3,896	4,309	△ 413
未払金	466	492	△ 25
未払費用	327	360	△ 32
未払法人税等	78	1,068	△ 990
賞与引当金	784	1,083	△ 299
役員賞与引当金	—	20	△ 20
その他流動負債	3	2	1
固定負債	3,184	3,454	△ 269
繰延税金負債	2,180	2,348	△ 168
退職給付引当金	862	847	15
長期未払金	15	123	△ 108
その他固定負債	125	134	△ 8
引当金	166	166	—
金融商品取引責任準備金	166	166	—
負債合計	39,426	45,193	△ 5,767
●純資産の部			
株主資本	36,148	39,495	△ 3,346
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	331	325	6
その他資本剰余金	331	325	6
利益剰余金	26,293	29,653	△ 3,360
利益準備金	2,500	2,500	—
その他利益剰余金	23,793	27,153	△ 3,360
固定資産圧縮積立金	297	381	△ 83
別途積立金	19,485	23,152	△ 3,666
繰越利益剰余金	4,009	3,620	389
自己株式	△ 476	△ 484	7
評価・換算差額等	5,219	6,198	△ 979
その他有価証券評価差額金	5,219	6,198	△ 979
新株予約権	181	139	41
純資産合計	41,549	45,833	△ 4,283
負債・純資産合計	80,975	91,026	△ 10,050

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	前事業年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	前事業 年度比 (%)
営業収益	15,648	18,985	82.4
受入手数料	14,879	18,335	81.2
トレーディング損益	256	132	193.2
金融収益	512	518	99.0
金融費用	106	139	76.3
純営業収益	15,542	18,846	82.5
販売費・一般管理費	15,521	15,851	97.9
取引関係費	1,455	1,513	96.2
人件費	9,244	9,468	97.6
不動産関係費	1,526	1,533	99.5
事務費	2,091	2,110	99.1
減価償却費	259	246	105.3
租税公課	186	227	81.7
その他	757	751	100.8
営業利益	21	2,994	0.7
営業外収益	518	423	122.3
営業外費用	12	46	27.3
経常利益	526	3,371	15.6
特別利益	352	116	302.0
投資有価証券売却益	337	97	346.2
自己新株予約権消却益	14	17	86.4
金融商品取引責任準備金戻入	—	1	—
特別損失	122	8	1,404.6
減損損失	88	1	4,892.2
固定資産売却損	16	6	260.1
投資有価証券売却損	16	0	3,983.4
有価証券評価減	1	—	—
税引前当期純利益	756	3,479	21.7
法人税、住民税及び事業税	66	1,230	5.4
法人税等調整額	193	△ 81	—
当期純利益	496	2,330	21.3

株主資本等変動計算書

■当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本										評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金									
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	10,000	325	325	2,500	381	23,152	3,620	29,653	△ 484	39,495	6,198	6,198	139	45,833
当期変動額														
剰余金の配当								△ 3,856	△ 3,856	△ 3,856				△ 3,856
当期純利益								496	496	496				496
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 83			83	—	—				—
別途積立金の取崩						△ 3,666		3,666	—	—				—
自己株式の取得									△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分		6	6						8	14				14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											△ 979	△ 979	41	△ 937
当期変動額合計	—	6	6	—	△ 83	△ 3,666	389	△ 3,360	7	△ 3,346	△ 979	△ 979	41	△ 4,283
当期末残高	10,000	331	331	2,500	297	19,485	4,009	26,293	△ 476	36,148	5,219	5,219	181	41,549

■前事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本										評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金									
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	10,000	299	299	2,500	477	27,270	1,526	31,773	△ 516	41,557	5,222	5,222	120	46,901
当期変動額														
剰余金の配当								△ 4,450	△ 4,450	△ 4,450				△ 4,450
当期純利益								2,330	2,330	2,330				2,330
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 95			95	—	—				—
別途積立金の取崩						△ 4,118		4,118	—	—				—
自己株式の取得									△ 1	△ 1				△ 1
自己株式の処分		25	25						33	58				58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											976	976	18	994
当期変動額合計	—	25	25	—	△ 95	△ 4,118	2,094	△ 2,120	31	△ 2,062	976	976	18	△ 1,067
当期末残高	10,000	325	325	2,500	381	23,152	3,620	29,653	△ 484	39,495	6,198	6,198	139	45,833

個別注記表

計算書類は「会社計算規則」の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応すること、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

④ 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

⑤ その他有価証券

⑥ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

⑦ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産… 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物10～39年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産及び長期前払費用… 額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金… 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額は、連結計算書類においては即時認識し、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。一方、計算書類において当該未処理額は、上記「3. (3) 退職給付引当金」に記載のとおり処理しており、連結計算書類における方法と異なっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

「〔税効果会計に係る会計基準〕の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	416百万円
投資有価証券	2,618百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,750百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,157百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	136百万円
短期金銭債務	1,146百万円
長期金銭債務	2百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
営業費用	144百万円
営業取引以外の取引高	52百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	908,667	989	16,000	893,656

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 989株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの権利行使に対する割当による減少 16,000株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	240百万円
未払費用	71
未払事業税	19
有価証券評価減	361
退職給付引当金	268
固定資産評価減	157
金融商品取引責任準備金	51
その他	192
繰延税金資産小計	1,362
評価性引当額	△ 1,028
繰延税金資産合計	334

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,219
固定資産圧縮積立金	131
前払年金費用	163
繰延税金負債合計	2,514
繰延税金資産との相殺	△ 334
繰延税金負債の純額	2,180

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.76
住民税均等割	4.49
評価性引当額の増減	△ 5.10
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.61
賃上げ・生産性向上のための税制	△ 0.75
その他	△ 0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.36

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：百万円)

種類	会社の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	丸三 ファイナンス 株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 利息の支払	4,267 6	短期 借入金	1,069

(注) 資金の借入については、利率は市場金利等を勘案して決定しております。担保は差入れておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	622円03銭
1株当たり当期純利益	7円46銭

【その他の注記】

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	資産の種類	金 額 (百万円)
神奈川県足柄下郡	遊休資産	土 地	64
		建 物	20
		その他	0
		小 計	85
長野県上水内郡	遊休資産	土 地	2
静岡県伊豆市	遊休資産	土 地	0
合 計			88

当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額88百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

正味売却価額は土地は路線価等による時価を適用し、建物・その他は他に転用できないため0円で評価しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

丸三証券株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 順二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡邊 康一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸三証券株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上が第99期定時株主総会招集ご通知添付書類であります。

【特別配当の実施予定について】

当社は、2019年3月期の期末配当以降も、普通配当に加えて下記の通り特別配当を実施する予定です。

【特別配当予定額】

	1株当たり特別配当額		
	中間配当	期末配当	年間特別配当計
2018年3月期	15円 (実施済)	15円 (実施済)	30円 (実施済)
2019年3月期	10円 (実施済)	10円	20円
2020年3月期	5円	5円	10円
2021年3月期	0円	0円	0円

注) 期末配当は、いずれも各期終了後に開催される定時株主総会の決議を条件といたします。

《特別配当実施の理由》

当社は2014年3月期から連結配当性向を50%以上に引き上げ、株主の皆様への還元の方針を強化しております。また2015年3月期から2017年3月期までの3年間にわたり、毎年1株当たり40円の期末特別配当を実施する方針とし、還元方針を一層強化してまいりました。この還元強化の方針を継続し、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、2018年3月期の配当以降も3期にわたり、普通配当に加える形で上記特別配当を実施することといたしました。

特別配当は①資産管理型営業へ舵を切ったことにより収益基盤が従来より安定化してきたこと、②株式信用取引に係る融資残高の減少から、株価急落時の評価損に対する返済資金を多額に備えておく必要性が薄れたこと等から、これまで株主の皆様よりお預かりしていた内部留保を還元させていただき、資本効率を高めようとするものです。同時に、収益構造の一層の改善を図り、資本の効率化を進めてまいります。

(連結計算書類参考資料)

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万円

区 分	当連結会計年度	前連結会計年度
	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	800	3,519
減価償却費	282	270
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	7	—
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△ 183	△ 253
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	15	41
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 299	242
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 20	20
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	—	△ 1
減損損失	88	1
投資有価証券評価損益 (△は益)	1	△ 3
固定資産売却損益 (△は益)	16	6
投資有価証券売却損益 (△は益)	△ 320	△ 96
受取利息及び受取配当金	△ 888	△ 811
支払利息	99	132
顧客分別金信託の増減額 (△は増加)	△ 570	496
立替金及び預り金の増減額	△ 3,940	3,855
トレーディング商品の増減額	△ 178	△ 45
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	8,261	△ 6,514
受入保証金の増減額 (△は減少)	△ 9	△ 235
募集等払込金の増減額 (△は増加)	△ 823	1,215
その他	△ 152	△ 11
小計	2,185	1,828
利息及び配当金の受取額	905	794
利息の支払額	△ 98	△ 133
法人税等の支払額	△ 1,081	△ 540
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,910	1,948
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	866	164
有形及び無形固定資産の取得による支出	△ 384	△ 267
その他	△ 69	△ 14
投資活動によるキャッシュ・フロー	412	△ 117
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△ 450	—
自己株式の取得による支出	△ 0	△ 1
自己株式の売却による収入	11	46
配当金の支払額	△ 3,861	△ 4,443
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,301	△ 4,398
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 9	△ 21
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 1,986	△ 2,589
現金及び現金同等物の期首残高	23,163	25,753
現金及び現金同等物の期末残高	21,177	23,163

平成29年5月15日

各位

会社名 丸三証券株式会社
住所 東京都千代田区麹町3-3-6
代表者名 代表取締役社長 小祝 寿彦
(コード番号:8613 東証第一部)
問合せ先 企画部長 増田 公彦
TEL 03-3238-2301

当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について

当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新を決議し、同年6月26日開催の定時株主総会において株主の皆様の承認をいただきました（以下、当該承認に基づき更新された対応方針を「旧防衛策」といいます。）。旧防衛策は平成29年6月22日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することとなります。

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会にて、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件に、旧防衛策を更新すること（以下更新後の買収防衛策を「本対応方針」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせします。なお、当該取締役会には社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本対応方針につき一切異議はありませんでした。

また、本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

本日現在、当社株券等の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。平成29年3月31日現在の大株主の状況は、別紙Iのとおりです。

なお、法令等⁴に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これら

- 1 特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、③上記①又は②の者の関係者（①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。）を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。
- 2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。
- 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。
- 4 法令等とは、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等を総称していいます。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

が施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本対応方針の更新にあたり、表現等の軽微な変更等を行っておりますが、旧防衛策の実質的内容から変更はありません。

記

1. 当社の経営理念等について

(1) 当社の経営理念について

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様の利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は平成15年6月より執行役員制度を導入し、全社的な意思決定に関与する者を取締役とし、担当部門の業務執行に責任を負う者を執行役員とすることにより、取締役数を15名から7名に減少させ、意思決定の迅速化を図りました。同時に、証券業に精通した常勤の社外取締役1名を招聘し、取締役会の意思決定の透明性確保と監視機能の強化を図りました。以後、社外取締役を段階的に増員し、平成29年3月末日現在において、当社の取締役は6名（うち社外取締役3名）の体制となっております。なお、平成28年6月からは、取締役の任期を2年から1年に短縮し、取締役会議長を社外取締役が務めています。

また、当社は監査役制度を採用しており、4名の監査役（うち2名は社外監査役）が取締役の業務執行の監査を行っております。監査役の機能強化については、内部監査部門との連携強化に努めており、平成22年3月には、社外取締役、監査役、内部監査担当役員との連携を目的とした定例の会合を設置し、経営に対するモニタリング機能及びガバナンス体制の強化を図っております。

なお、平成29年3月末日現在において、当社は社外役員5名（社外取締役3名、社外監査役2名）を一般株主との利益相反の生ずるおそれのない「独立役員」として、東京証券取引所に届け出ております。また、本定時株主総会に提出する取締役選任議案について株主の皆様のご承認をいただくと、社外役員は5名（社外取締役3名、社外監査役2名）の体制が維持され、その全員を「独立役員」として東京証券取引所に届け出る予定です。

2. 本対応方針の目的

本対応方針の目的は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針を更新することとしました。

3. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為
又は

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの内容は、別紙Ⅱのとおりです。）に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると判断する場合に、本ガイドラインに基づき新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者⁵による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項（大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。以下同じとします。）を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず特別委員会（その概要は以下の6.（1）に記載されています。）にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株

5 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び (i) に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者）を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。なお、本対応方針の手の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅲのとおりです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅳのとおりです。

4. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様のご判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手続に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、①大規模買付行為者の名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要並びに⑥本対応方針に定められた手続を遵守する旨の誓約文言を記載していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内（初日不算入）に、回答期限を定めた上、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付します。大規模買付行為者には、当該期限までに、当該リストに記載された本必要情報を、日本語で作成した書面により提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の項目に関する情報は、原則として、本必要情報に含まれるものとします。

- ①大規模買付行為者の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経歴、属性並びに役員の氏名及び略歴等を含みます。なお、大規模買付行為者がファンドの場合には主要な組合員、出資者（直接又は間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付け等に係る対価の価額・種類、買付け等に係る時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。）
- ⑤大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断に当たっては、直接又は間接を問いません。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥大規模買付行為に係る買付け等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策
- ⑦当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑧その他大規模買付行為に係る買付け等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために合理的に必要なと判断する情報

当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でないと判断した場合には、大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付行為者には、当該期限までに、追加の本必要情報を日本語で記載した書面により提供していただきます。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対して本必要情報（追加により提出を求めた本必要情報を含みます。以下同じです。）の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として設定します。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報が提出されたと認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び評価期間が開始した事実について情報開示を行うとともに、評価期間中、本必要情報その他の情報のうち適切と判断する事項について情報開示を行います。

なお、大規模買付行為者は、本対応方針に定める手続の開始後、下記5. に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議し、又は、株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 特別委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問を受けて、本新株予約権の無償割当ての是非等について審議し、取締役会に勧告等を行う諮問機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の概要及び本対応方針更新後の委員候補者は、別紙Vのとおりです。

特別委員会は、取締役会から提供を受けた情報に基づき調査した結果、大規模買付行為者から提供された情報が本必要情報として不足しているものと判断した場合、当社取締役会を通じて、大規模買付行為者に対し、回答期限を設けて、本必要情報の追加提出を求めることができます。

(4) 特別委員会の勧告

特別委員会は、調査の結果に基づいて審議の上、取締役会に対し、諮問された本新株予約権の無償割当ての是非等に関する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、評価期間の末日までに勧告を行うことが困難であると判断するときは、理由を明らかにした上で、30日間（初日不算入）を上限として

評価期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の判断により評価期間が延長された場合には、延長される期間及び理由を、適時且つ適切に開示することとします。

特別委員会は、(a) 当該大規模買付行為者が本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為者（以下「手続不遵守買付行為者」といいます。）に該当する場合、(b) 当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、又は (c) 当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合のいずれかに該当する場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施すること」を勧告することとする一方、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがないと認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施しないこと」を勧告することとします。

なお、濫用的買収者（上記 (b) 参照）とは、次のいずれかに該当する大規模買付行為者をいいます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等（主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じです。）に移転させることにある大規模買付行為
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する目的で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
- ④ 当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為
- ⑤ 大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収（最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）などに代表される、当社株主の皆様の判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為

また、大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある場合（上記 (c) 参照）とは、例えば次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 当社株主、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為
- ② 大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件（買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分、不適切なものである大規模買付行為
- ③ 大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ④ 大規模買付行為が行われる時点の法令等（行政指導、裁判結果を含みます。）により、当社の企業価値

ないし株主共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

5. 当社取締役会による判断

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めたときは、上記4.(4)の特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(2) 濫用的買取者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が上記4.(4)に従い、当該大規模買付行為者が濫用的買取者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。但し、特別委員会が対応策の発動に関し株主総会の承認を予め得ることを条件として当該勧告を行った場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催することができるものとします。株主総会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに開催いたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当てを実施しない旨の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨を決議できるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会が、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当該勧告を最大限尊重します。

(4) 取締役会による判断を行うまでの期間

当社取締役会は、特別委員会が上記4.(4)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を勧告した場合、当該勧告の受領後10営業日以内に、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は、株主総会を招集する旨の決議を行わなければならないものとします。

(5) 情報開示

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議した場合、又は、株主総会の招集を決定した場合には、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

(6) 本新株予約権の無償割当て決議後の中止

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大規模買付行為者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対応策の発動が適切でないと判断する場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえた上で、本新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則として、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の4営業日前（権利落日）以降の中止は行いません。

6. 透明性及び公正性確保のための措置

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧防衛策同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、別紙Vのとおりです。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問のうえ、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対応策を講じることがないように、制度的な担保を設けています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるものとし、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

本対応方針の更新について本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。本対応方針の更新後の特別委員会の委員候補者の氏名及び略歴は別紙Vのとおりです。

(2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けることとします。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手続を進めなければならないこととします。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の無償割当て等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えることとなります（別紙Ⅱ新株予約権ガイドラインご参照）。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件として更新するものとします。また、本対応方針の有効期間は、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結のときまでとします。

但し、本対応方針に関して重要な改廃が必要と判断される場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただき予定します。

8. 当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針更新時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針更新時においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、本対応方針の更新により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当ては、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のために行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受ける可能性があります。

また、本新株予約権には原則として上記3.に記載の行使条件及び当社による新株予約権の取得条項が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切な開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記5.(6)で記載しておりますとおり、本新株予約権の無償割当てを決議した後に、本新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社取締役会は、適時且つ適切な開示を行いますが、株価の変動により不測の損害を受ける可能性がありますのでその点には予めご留意下さい。

(4) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様に必要となる手続

①本新株予約権の無償割当ての手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

②当社による本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得する場合があります。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この

場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。)

③本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は本新株予約権の無償割当て決議において別途定められる数の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権の無償割当ての決議の有無等を含め、適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。さらに、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容についても踏まえております。また、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続を経て本新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

(2) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切に開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に更新するものとします。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対応策を講じることがないように、機能するものとされています。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前述のとおり、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、本対応方針は、当社株主総会で1年毎に選任され、当社株主の皆様により、ご信認を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対応策の発動を中止することもできるように設計されております。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(6) 対応策の発動に当たって金員等を交付する買収防衛策ではないこと

当社は従前より、本対応方針に基づき、対応策の発動として、本新株予約権の無償割当てを実施する場合であっても、当社が大規模買付行為者に対し、金員等の交付を行うことは予定しておりません。これは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方を踏まえたものです。

以上

別紙 I

当社大株主の状況（平成29年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 67,398,262株
3. 株主数 44,519名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
日本生命保険相互会社	5,230	7.87
公益財団法人長尾自然環境財団	4,746	7.14
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,683	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,153	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,082	1.63
株式会社みずほ銀行	940	1.42
長尾 愛一郎	902	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	861	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	825	1.24
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	725	1.09

- (注) 1. 当社は自己株式として969千株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。
2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

新株予約権ガイドライン

1. 目的

新株予約権ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、当社が平成29年6月22日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主のご承認を得ることを条件に更新する当社株券等⁶の大規模買付行為に対する対応方針（以下「本対応方針」という。）に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の無償割当てによる対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドラインにおいて別段の定義がない限り、本対応方針に定める意味を有するものとする。

2. 本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合

当社取締役会は、本対応方針の定めに従い、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができるものとする。

（1）手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

（2）濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。但し、特別委員会が対応策の発動に関し株主総会の承認を予め得ることを条件として当該勧告を行った場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催することができるものとする。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

3. 行使条件

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本新株予

⁶ 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。

約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者（(i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者）を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下本ガイドラインにおいて、大規模買付行為者を含め「大規模買付行為者等」と総称する。）による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て後に大規模買付行為者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める誓約⁷を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数⁸以上売却した場合、本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めるものとし、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定める。

4. 本新株予約権の無償割当ての中止を行う場合

当社取締役会は、特別委員会が、大規模買付行為が上記2. に定める要件のいずれにも該当する可能性があると思われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の無償割当てを行わないよう勧告した場合には、上記2. にかかわらず、本新株予約権の無償割当てを中止するものとする。

5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役若しくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

6. 適時開示

当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適時且つ適切な開示を行うものとする。

7. 本ガイドラインの改廃

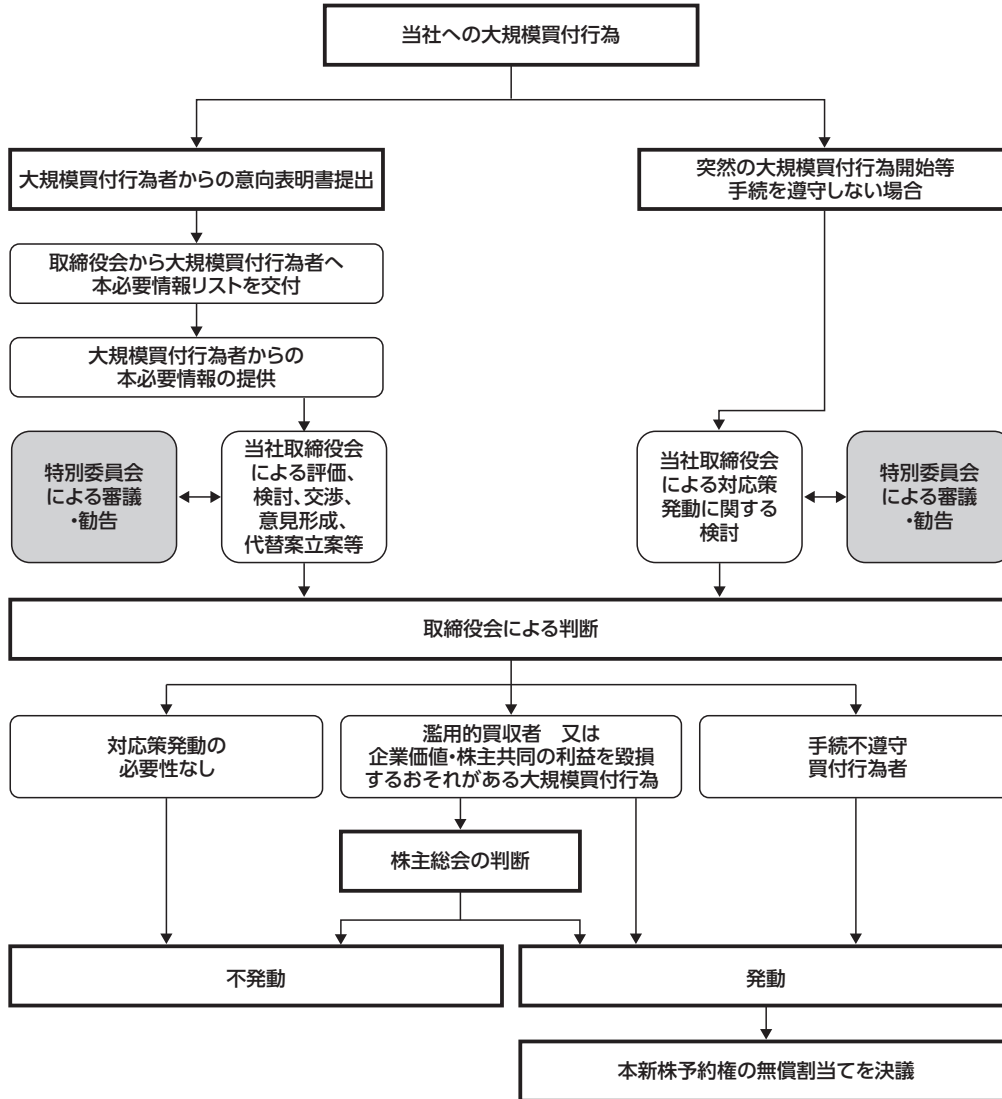
当社取締役会は、本ガイドラインの改廃が必要と判断した場合は、特別委員会の勧告を得た上で、本対応方針の趣旨の範囲内において改廃を行うものとする。

以上

7 本ガイドラインに従いその所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、その売却期間中、大規模買付行為者等が当社株式を取得しないこと、及び、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が、大規模買付行為者等による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とするを予定している。

8 原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付行為者等の保有潜在株式の数を加算した数の1%とする。

本対応方針・フローチャート



(注) 本図表は、本対応方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては本文をご覧ください。

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株又は当社取締役会が定める数（以下「対象株式数」という。）とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数

新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、当社取締役会が認める場合を除き、議決権割合が20%以上となる大規模買付行為者及びその一定の関係者⁹による行使を認めないこと等を行行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501 (a) に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の第三者が譲渡等により新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。

(2) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が別途定める。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

以上

9 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び (i) に該当する者の関連者 (実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者) を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

別紙V

特別委員会の概要及び委員候補者の紹介

1. 特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(構成)

(1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 委員の選任にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。選任にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

(3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

(任期)

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、本対応方針が廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとする。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。

(役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

(1) 大規模買付行為の内容の精査・検討

(2) 本新株予約権の無償割当て並びにその中止の是非に関する事項

(3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要とする専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員候補者の紹介

中川 秀宣 (なかがわ・ひでのり)

略 歴：平成2年4月 最高裁判所司法研修所
平成4年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）
平成4年4月 長島・大野法律事務所
平成9年9月 カークランド・アンド・エリス法律事務所
平成10年4月 ニューヨーク州弁護士資格取得
平成11年9月 メリルリンチ証券会社東京支店
平成13年1月 メリルリンチ日本証券株式会社
平成15年4月 UFJストラテジックパートナー株式会社へ出向
平成16年8月 TMI総合法律事務所パートナー（現在に至る）

森 郁夫 (もり・いくお)

略 歴：昭和48年4月 大和証券株式会社 入社
平成13年6月 株式会社大和証券グループ本社 執行役員（米州担当）
兼 アメリカ大和証券株式会社 会長兼CEO
平成17年4月 株式会社大和証券グループ本社 常務執行役（米州部門担当）
兼 アメリカ大和証券株式会社 会長兼CEO
平成18年4月 大和証券SMBC株式会社 常務取締役（海外上席担当）
兼 国際業務企画担当
兼 大和証券SMBCアジアホールディングB.V.社長
平成19年4月 大和証券SMBC株式会社 代表取締役専務取締役
兼 株式会社大和証券グループ本社 専務執行役
（ホールセール部門副担当）
平成21年7月 クロス・ブラザーズ・コーポレート・ファイナンス社
取締役会長
兼 大和証券SMBC株式会社 顧問
*平成22年5月 大和コーポレート・アドバイザーパートナーズ・リミテッド
取締役会長
兼 大和証券SMBC株式会社 顧問
平成23年4月 帝京大学経済学部経営学科教授

平成29年4月 帝京大学短期大学現代ビジネス学科教授（現在に至る）
*合併による商号変更

主な公職：平成11年6月 ニューヨーク証券取引所 国際資本市場委員会委員
平成18年6月 日本広東経済促進会委員
平成18年6月 日本天津研究会委員
平成19年11月 経済産業省産業構造審議会産業金融部会メンバー

今里 栄作（いまざと・えいさく）

略 歴：昭和54年4月 日興証券株式会社 入社
平成14年3月 日興コーディアル証券株式会社
第二事業法人部長
平成15年3月 同社 執行役員東京第二事業法人本部長
平成16年12月 同社 取締役営業企画担当 兼 法人業務担当
平成17年2月 同社 常務取締役
企画担当 兼 ホールセール事業推進担当
平成19年2月 同社 専務取締役
第一ホールセール営業部門担当
平成20年8月 日興シティグループ証券株式会社
専務執行役員法人本部長
平成21年2月 三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJ証券ホールディングス株式会社）
常務執行役員共同法人本部長
平成22年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
常務執行役員法人本部長
兼 事業法人グループ長、地区担当役員共同統括
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社
常務執行役員を兼務
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
執行役員を兼務
平成24年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
専務執行役員法人本部長
平成26年6月 同社 顧問
平成28年6月 丸三証券株式会社 社外取締役（現在に至る）

以上

株主優待のご案内

3月31日時点で、100株以上1,000株未満ご所有の株主様に海苔詰合せ（1,000円相当）を、1,000株以上ご所有の株主様に魚沼産コシヒカリ（新米）3kgをそれぞれ贈呈いたします。いずれも10月中旬頃に発送いたします。

株主総会お土産廃止のご案内

株主総会にご出席の株主様へお配りしていたお土産は、廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日 3月31日
中間配当金受領株主確定日 9月30日
定時株主総会 毎年6月
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1 電話0120-232-711（通話料無料）
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所 東京証券取引所
公告の方法 電子公告により行う
公告掲載URL <https://www.marusan-sec.co.jp/>
(ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等へお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社に関する情報がご覧になります。
<https://www.marusan-sec.co.jp/>

